

大田区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
蒲田駅周辺地区

平成25年3月

東京都公安委員会

**大田区バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「蒲田駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、大田区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「蒲田駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	JR蒲田駅東口駅前 広場			JR 蒲田駅	グランデュオ蒲田東館
②	JR蒲田駅西口駅前 広場			東急 蒲田駅	三井住友銀行蒲田西支 店、グランデュオ蒲田西 館、蒲田東急プラザ
③	区道		①JR蒲田駅東口駅前広場～④区 道	京急	みずほ銀行蒲田支店
④	区道		③区道～⑩区道	京急蒲田駅	
⑤	区道		④区道～⑥区道		
⑥	区道		⑧区道～⑩区道		横浜銀行蒲田支店
⑦	区道		⑩区道～⑫第一京浜		若葉眼科病院
⑧	区道		①JR蒲田駅東口駅前広場～⑪環 八通り		マルエツかまた店
⑨	区道		⑥区道～区民ホール・アプリコ		区民ホール・アプリコ、ア ロマスクエア郵便局、ア ロマプラザ
⑩	区道		④区道～⑪環八通り		オリンピック蒲田店
⑪	主要地方道環状八 号線	環八通り	⑧区道～⑫第一京浜		蒲田地域庁舎、蒲田郵 便局
⑫	一般国道15号	第一京浜	⑪環八通り～⑲区道		産業プラザ
⑬	区道		②JR蒲田駅西口駅前広場～⑭多 摩堤通り		
⑭	主要地方道大田調 布線	多摩堤通り	⑬区道～⑳区道		りそな銀行蒲田支店
⑮	区道		②JR蒲田駅西口駅前広場～⑰区 道		西鉄イン蒲田
⑯	区道		⑰区道～㉑区道		
⑰	区道		⑮区道～㉓区道		
⑱	区道		㉑区道～㉓区道		
⑲	区道		⑱区道～㉔区道		

⑳	区道		⑱区道～㉓区道		大田区民センター
㉑	京急蒲田駅西口駅前広場				
㉒	京急蒲田駅東口駅前広場				
㉓	区道		⑦区道～㉑京急蒲田駅西口駅前広場		
㉔	区道		①JR蒲田駅東口駅前広場～㉕区道		グランデュオ蒲田東館
㉕	区道		蒲田駅前図書館～⑧区道		大田区役所本庁舎、蒲田駅前図書館、消費者生活センター
㉖	区道		蒲田税務署～⑩環八通り		蒲田地域庁舎、蒲田税務署、蒲田郵便局
㉗	区道		さわやかサポート蒲田医師会～⑦区道		さわやかサポート蒲田医師会
㉘	区道		④区道～㉑京急蒲田駅西口駅前広場		
㉙	区道		ゆうゆうくらぶ東蒲田～⑫第一京浜		ゆうゆうくらぶ東蒲田
③①	区道		若葉婦人会館～⑭多摩堤通り		蒲田西特別出張所、大田都税事務所、若葉婦人会館
③②	区道		②JR蒲田駅西口駅前広場～⑰区道		
③③	区道		②JR蒲田駅西口駅前広場～⑱区道		三井住友銀行蒲田西支店、蒲田東急プラザ、ユザワヤ蒲田店
③④	区道		⑰区道～⑳区道		
③⑤	区道		⑱区道～㉑区道		大田区民センター

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
③	区道	①JR蒲田駅東口駅前広場～④区道	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成25～32年度
⑥	区道	⑧区道～⑩区道	同上	同上
⑦	区道	⑩区道～⑫第一京浜	同上	同上
⑧	区道	①JR蒲田駅東口駅前広場～⑪環八通り	同上	同上
⑩	区道	④区道～⑪環八通り	同上	同上
⑪	主要地方道環状八号線	⑧区道～⑫第一京浜	同上	同上

⑭	主要地方道大田調布線	⑬区道～⑳区道	同上	同上
⑮	区道	②JR蒲田駅西口駅前広場～⑰区道	同上	同上
⑰	区道	⑮区道～㉓区道	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施</p> <p>(2) 大田区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 大田区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施</p>	平成25～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

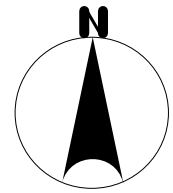
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

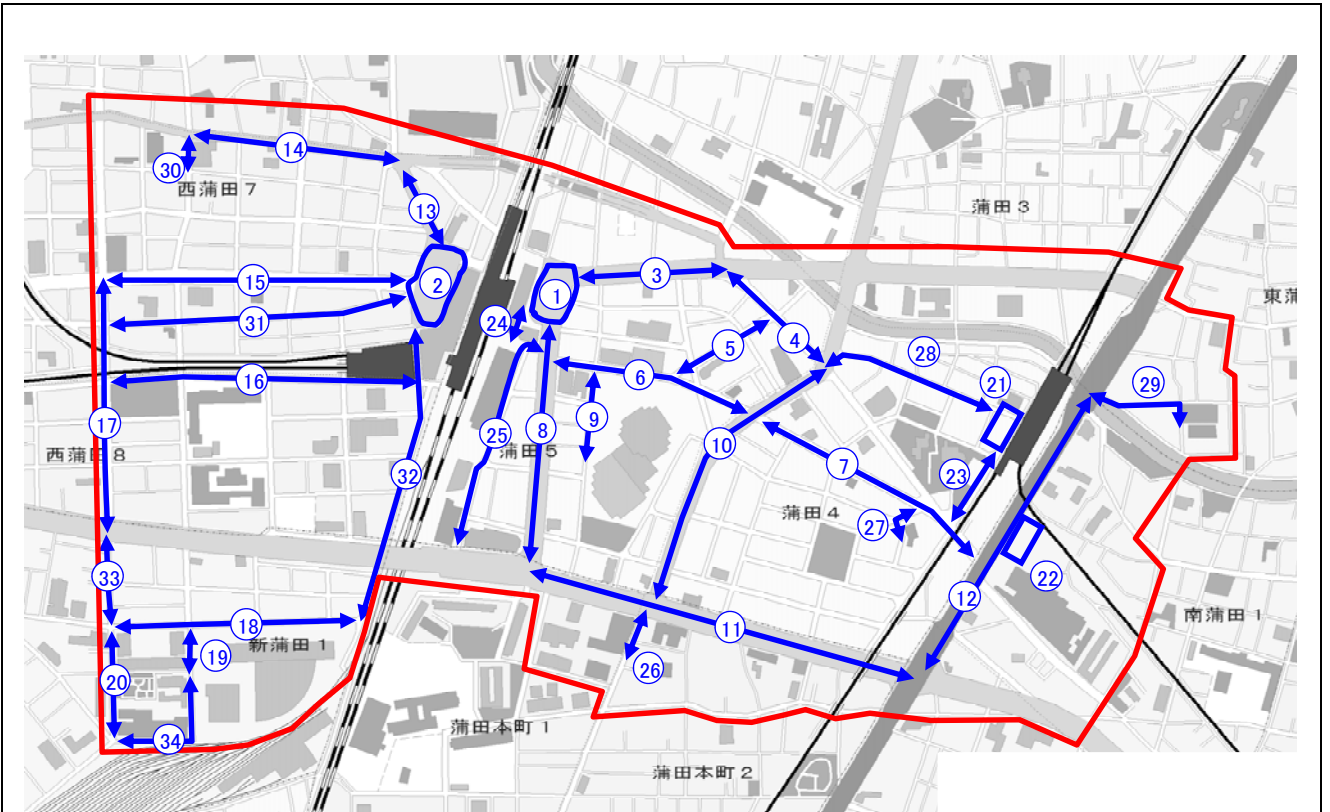
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図



区市町村名	大田区
重点整備地区名	蒲田駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)